

木材関係事業補助金交付要綱

- 平成3年7月10日3林業第163号
- 一部改正平成4年5月8日4林業第53号
- 一部改正平成5年5月31日5林業第113号
- 一部改正平成6年9月14日6林業第284号
- 一部改正平成7年6月12日7林業第211号
- 一部改正平成8年5月28日8林業第121号
- 一部改正平成9年5月2日9林業第85号
- 一部改正平成10年6月1日10林業第132号
- 一部改正平成11年4月26日11林振第87号
- 一部改正平成12年5月12日12林振第259号
- 一部改正平成12年12月11日12林振第259号
- 一部改正平成13年4月5日13林振第95号
- 一部改正平成13年12月3日13林振第95号
- 一部改正平成14年4月5日14林振第99号
- 一部改正平成15年4月23日15林振第65号
- 一部改正平成17年6月22日17信木第25号
- 一部改正平成18年4月20日18信木第5号
- 一部改正平成19年4月2日19信木第36号
- 一部改正平成20年4月11日20信木第30号
- 一部改正平成21年4月20日21信木第85号
- 一部改正平成21年7月29日21信木第297号
- 一部改正平成22年4月1日22信木第30号
- 一部改正平成22年12月20日22信木第669号
- 一部改正平成23年3月30日23信木第919号
- 一部改正平成24年6月29日24信木利第59号
- 一部改正平成25年4月1日25信木利第4号
- 一部改正平成25年7月5日25信木利第70号
- 一部改正平成26年9月25日26信木利第111号
- 一部改正平成27年4月16日27信木利第17号
- 一部改正平成29年3月15日28信木利第127号
- 一部改正平成30年3月30日29信木利第103号
- 一部改正平成31年3月29日30信木利第137号
- 一部改正令和元年7月9日元信木利第51号
- 一部改正令和2年3月31日元信木利第127号
- 一部改正令和2年6月29日2信木利第36号
- 一部改正令和2年11月4日2信木利第72号
- 一部改正令和3年3月30日2信木利第130号
- 一部改正令和3年10月20日3信木利第82号
- 一部改正令和4年3月28日3信木利第164号
- 一部改正令和5年3月30日4信木利第134号
- 一部改正令和6年1月24日5信木利第104号
- 一部改正令和6年4月10日6信木利第2号
- 一部改正令和6年11月11日6信木利第109号

(趣旨)

第1 この要綱は、林業及び木材産業の振興を図るため、市町村及び木材関連業者等の組織する団体等が行う木材関係事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率は、別表に定めるところによる。

(補助金交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について、別に定める重要な変更をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - (2) 別表に定める経費は、事業の種類ごとに相互に流用してはならないこと。
 - (3) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理に関する規定を定め、善良な管理を行い、効率的な運用を図ること。
 - (5) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。
- 3 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が規則第15条第1項又は第2項の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、補助金交付申請書（様式第1号）及び補助金変更交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画図書
 - (2) その他必要な書類
- 3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。
- 4 木質バイオマス循環利用普及促進事業、未利用材等活用システム構築支援事業及び地域森林資源利活用システム構築支援事業については別に定める様式による。
- 5 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れ

に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第8第5項又は第6項の規定により、報告をするものとする。

（変更等の承認申請）

第5 第3第1項第1号及び第3号に規定する変更等の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を知事に提出して行うものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について重要な変更をしようとするとき

変更承認申請書（様式第3号）

ただし、木質バイオマス循環利用普及促進事業、未利用材等活用システム構築支援事業及び地域森林資源利活用システム構築支援事業については別に定める様式による。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき

完了期限延長承認申請書（様式第5号）

（交付申請の取下げ）

第6 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、補助金交付申請取下書（様式第6号）を、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に知事に提出して行うものとする。

（状況報告）

第7 補助事業者は、事業の実施状況を別に定めるところにより知事に報告するものとする。

（実績報告書等）

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、実績報告書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、別に定める。

3 木質バイオマス循環利用普及促進事業、未利用材等活用システム構築支援事業及び地域森林資源利活用システム構築支援事業については別に定める様式による。

4 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

5 第4第5項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合に

は、これを補助金額から減額して別に定める様式により報告するものとする。

- 6 第4第5項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別に定める様式により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

- 7 間接補助事業の場合、補助事業者は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還があった場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

（補助金の交付請求）

- 第9 補助事業者は、補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、補助金交付（概算払）請求書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

（財産処分の制限等）

- 第10 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間又はそれに準ずるものと認められた期間とする。

- 2 規則第19条第1項に規定する承認申請は、財産処分承認申請書（様式第8号）によるものとする。

（書類の提出部数及び経由）

- 第11 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、所管地域振興局長を経由するものとする。ただし、事業が未利用材等活用システム構築支援事業である場合及び県全域にわたる場合を除く。

（補助金等の返還）

- 第12 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

別表

事業の種類	経費	補助率
信州の木で家づくり総合推進事業	長野県森林整備加速化・林業再生協議会が県産材の需要拡大を図るために行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 信州の木の家普及啓発 県内及び首都圏で家建てる消費者を対象に、県産材住宅見学会や普及啓発のための広報活動に係わる経費 (2) 信州の木の家推進員育成 工務店、建築士等を対象に信州の木の良さや実際に伐採・加工体験を通じた研修会や展示会等実施するために必要な経費	10分の10以内
信州の木ブランド強化促進事業	木材関連業者等が組織する団体が、消費者が求める信頼性の高い県産材製品を提供できる仕組みの構築とわかりやすい情報提供を行い、県産材製品の利用促進を図るために要する経費	2分の1以内
「子どもの居場所」木質空間整備事業	別に定める事業主体が、モデル性が高く波及効果が期待できる「子どもの居場所」に県産材を利用し整備するために要する経費で、次に掲げるもの (1) 木造・木質化 「子どもの居場所」を木造または木質化を行うもの (2) 木の調度品・おもちゃ設置 「子どもの居場所」に木の調度品やおもちゃの設置を行うもの	2分の1以内 4分の3以内
県産材公共サイン整備事業	別に定める事業主体が、観光地等における県産材を活用した案内サインを製作するために要する経費	4分の3以内 2分の1以内
木工体験活動支援事業	別に定める事業主体が、子どもを対象に、木工体験の機会を提供する活動を行う事業に要する経費で、次に掲げる活動型に掲げるもの (1) 県域活動型 県内全域の子ども等を対象として行うもの (2) 地域活動型 地域の子ども等を対象として行うもの	4分の3以内
薪によるエネルギーの地消地産推進事業	別に定める事業主体が、身近な里山資源である薪を継続的に地域内で利用する仕組みを構築するために必要な経費	4分の3以内
県産材活用加速化推進事業	別に定める事業主体が、東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザへの部材供給とそれを契機とした県産材全体の周知・認知度向上、森林認証取得への機運醸成に係る取組を行うために必要な経費	2分の1以内
木質バイオマス循環利用普及促進事業	木質バイオマス利用の普及啓発において、事業実施主体の購入するペレットストーブ又はペレットボイラーに係る経費のうち本体購入経費に対して、市町村が助成する経費	4分の3以内
木づかい空間整備事業	別に定める事業主体が、モデル性が高く波及効果が期待できる民間施設等（オフィス・店舗・公共施設等）に県産材を利用し整備するために要する経費で、次に掲げるもの (1) 木質化 民間施設等の内装工事を伴う木質化を行うもの (2) 木の調度品設置 民間施設等への木製の調度品の設置を行うもの	2分の1以内 4分の3以内

J A S 製材品供給 拡大支援事業	別に定める事業主体が行う J A S (日本農林規格) 認証の取得に向けた取組に要する経費で次に掲げるもの (1) 資格の取得 (2) 試験の実施 (3) 申請・検査	2分の1以内
県産材流通対策緊急支援事業	別に定める事業主体が行う新型コロナウイルス感染拡大の影響により需要が減少し、滞留している合板用原木を木質バイオマス用原木として販売した場合の価格の差	2分の1以内 ただし 1m ³ 当りの補助金額は 3,000 円を上限とする
県産材製品利用促進緊急対策事業	1 県産材の需要拡大促進において、別に定める事業実施主体が購入する県産材製品に係る経費に対して、別に定める補助事業者が助成する経費 ただし、県産材製品 1 m ² あたり 22,000 円助成することとし、新築工事の場合、1 棟あたり 440,000 円、リフォーム工事の場合、1 棟あたり 150,000 円を上限とする 2 上記補助事業実施に係る事務取扱手数料 1 棟あたり 10,000 円 3 別に定める補助事業者が実施するマッチング事業や普及啓発に係る経費で次に掲げるもの ただし、事業完了までに実施したものに限り (1) 工務店等に配布する「宣言プレート」の作成 (2) 宣言書を公表するためのホームページ改修	定額 定額 10分の10 ただし、補助金額の上限は、1,470,000 円とする
ウッドチェンジ普及促進支援事業	別に定める事業実施主体が行う県産材製品の普及強化及び県産材製品の魅力向上に向けた取組に要する経費で次に掲げるもの 1 県産材製品の普及強化 (1) 販路開拓・拡大 (2) 新規市場への参入 2 県産材製品の魅力向上 (1) 既存製品の改良 (2) 新製品の開発	2分の1以内 ただし、1件当たりの補助金額の上限は、2,000,000 円とする。
あたりまえに木のある暮らし推進事業	1 別に定める補助事業者が、モデル性が高く波及効果が期待できる広く県民が利用する施設や「子どもの居場所」を木造又は木質化し、木製の調度品等の設置に使用する県産材の材料に要する経費で、次に掲げるもの (1) 木造・木質化等 (2) 先駆的な木材利用等 2 別に定める補助事業者が、子どもを対象に、長野県全域で行う木工教室、木工工作に関するコンクールを開催し、木工体験の推進に資する取組に要する経費	2分の1以内 ただし、補助事業者が市町村の場合は3分の1以内 3分の2以内 4分の3以内

<p>未利用材等活用システム構築支援事業</p>	<p>別に定める補助事業者が、林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進めるため、木材の生産者（川上）から流通・加工事業者（川中）、需要者（川下）までの関係者が連携して持続的な木質資源の新たな活用システムを構築するために要する経費で、次に掲げるもの</p> <p>(1) サプライチェーンの立上げ及び初期の運営経費 (2) 新たに取り組む運搬等に係る経費 (3) 共同土場の利用に要する経費 (4) 機械類のレンタル経費 (5) 備品類購入経費 (6) チップ受入施設の改修経費 (7) その他（ICTを活用した流通システムの導入経費等）</p>	<p>(1) から (3) までについては、10分の10以内、(4) から (7) までについては、4分の3以内</p> <p>ただし、(1) については、別に定める未利用材等活用システム計画書で計画した総事業費の4.5%を上限とし、(2) については、1,000円/tを上限とする。</p>
<p>地域森林資源利活用システム構築支援事業</p>	<p>別に定める補助事業者が、林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進めるため、木材の生産者（川上）から流通・加工事業者（川中）、需要者（川下）までの関係者が連携して持続的な木質資源の新たな活用システムを構築し、地域の森林整備の一層の推進を図るために要する経費で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 共同土場の利用に要する経費 (2) 新たに取り組む運搬等に係る経費 (3) 林地残材活用に伴う備品の購入、機械のレンタル経費 (4) その他（林地残材活用推進に伴う設備の導入経費等）</p>	<p>(1) 及び (2) については、10分の10以内、(3) 及び (4) については、4分の3以内</p> <p>ただし、(2) については、1,000円/tを上限とする。</p>